

サブアリーナを利用する方へ ～サブアリーナ 利用団体登録について～ (2022年5月末までの期間)

【サブアリーナ利用団体の登録方法】

サブアリーナの利用は、事前に団体登録を行っていただく必要があります。
当施設のホームページより「サブアリーナを利用する方へ」から「サブアリーナ予約管理システム」へ移行いただき、サブアリーナ利用団体登録申請をしてください。

【サブアリーナ利用団体の登録条件】

サブアリーナ利用団体登録ができるのは、以下のすべての条件を満たす団体とします。

- ・都内に在住・在勤・在学する者が10名以上で構成されていること。
- ・指導統括を行う20歳以上の責任者がいること。
- ・団体構成メンバーの登録はお一人一団体です。複数の団体に構成メンバーとして登録は行わないこと。
- ・原則アマチュア活動を目的としていること。又はスポーツの振興に寄与する活動をしていること。
- ・宗教活動、特定の政党の利害に関する行為を行わないこと。
- ・定期的かつ組織的に活動している団体であること。

【予約責任者の選任について】

予約責任者とは、催事の予約・変更ができる方です。
予約責任者は、5名まで登録可能です。
「サブアリーナ予約管理システム」「マイページ」「利用団体登録」よりご登録ください。

【審査の実施】

①「サブアリーナ利用団体登録申請書」「サブアリーナ利用団体登録名簿」
②本人確認書類の写し
③活動状況がわかる書類等を確認し、登録条件等の照合・審査を実施いたします。
ただし、いかなる理由がある場合でも「有明アリーナ 施設利用に関するご案内」P17【利用の制限】に該当する利用を行うおそれがある団体など、株式会社東京有明アリーナが不適當であると認めた場合はお断りする事があります。

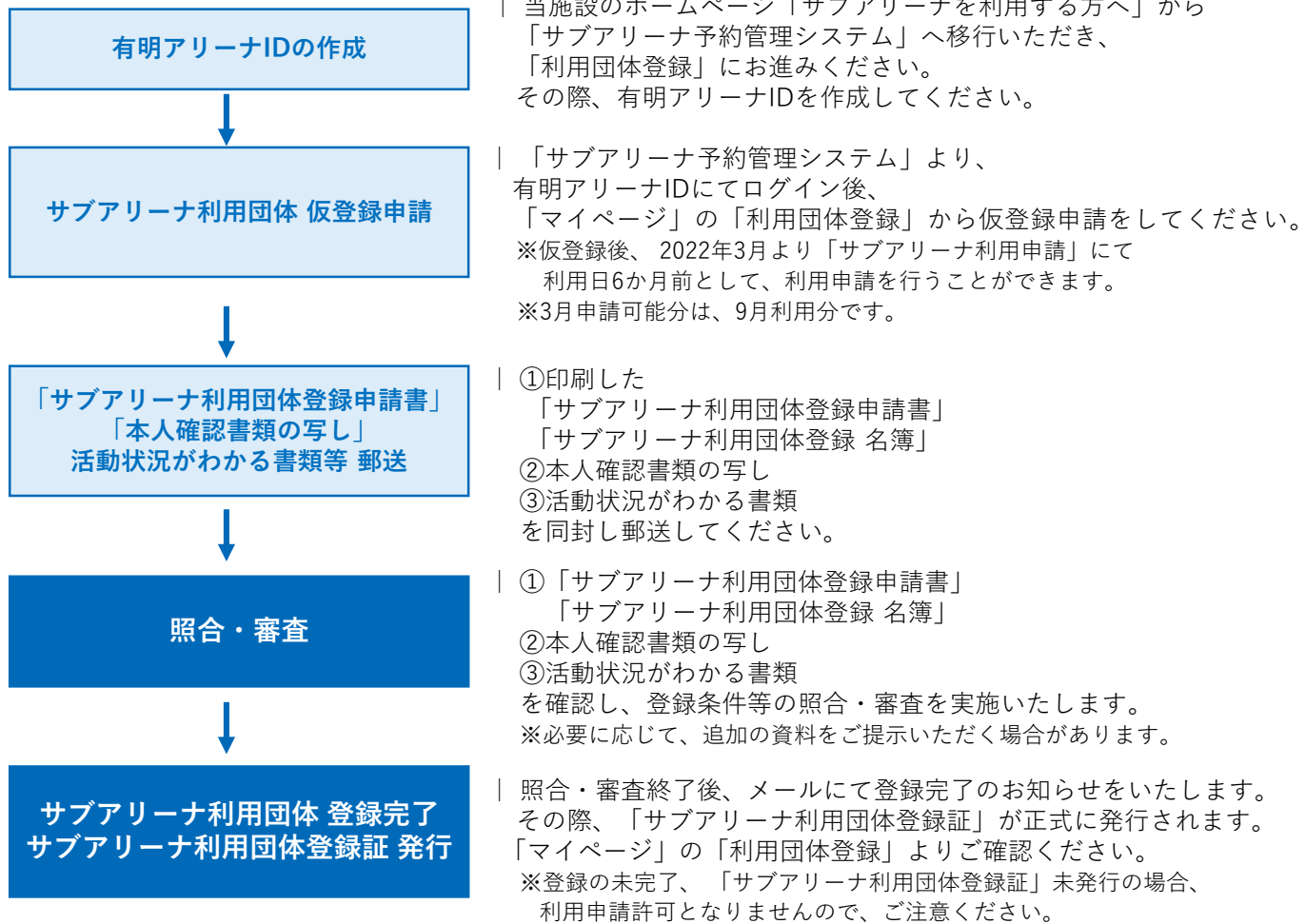
【認可と有効期間】

認可に伴い、サブアリーナ利用団体登録証を発行いたします。
登録の有効期間に制限はありませんが、最終利用から1年を経過した後、再度利用を希望される場合、再登録をしていただく場合がございます。
再登録については「サブアリーナ利用団体再登録申請」を行ってください。

【お問い合わせ】

WEB「主催者の方へ」より必要情報をご記入の上お問い合わせください。
URL：<https://ariake-arena.tokyo/organizer/contact/>

サブアリーナ利用団体登録の流れ（2022年5月末までの期間）



【サブアリーナ利用団体登録申請書等 送付について】

- ・送付内容：①「サブアリーナ利用団体登録申請書」
「サブアリーナ利用団体登録 名簿」
 - ②本人確認書類の写し
 - ・登録団体代表者の個人認証出来るもの ※顔写真があるもの
(免許証・マイナンバーカード等の写し)
 - ・構成メンバー最低10名の本人確認書類
(保険証・免許証・マイナンバーカード等、現住所が記載されているものの写し)
 - ※ 東京都在住でない場合は、在勤・在学確認書類等
(社員証・学生証・在勤/在学証明書等それらに該当するもの)の写し)
 - ③活動状況がわかる書類
 - 各種大会等への参加状況等活動内容が確認できるものの写し
(例：トロフィー、賞状、参加証等の写真・写し等)
- ※お送りいただいたものはご返却いたしかねます。

・郵送先 : 〒135-0063
東京都江東区有明1丁目11番1号 有明アリーナ内「有明アリーナ開業準備室」宛